一般財団法人教員養成評価機構評価委員会評価結果延長検討部会規程

令和2年6月8日理事会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、教職大学院の認証評価に関する規程(平成21年10月20日理事会決定) 第18条第2項の規定に基づき、一般財団法人教員養成評価機構評価委員会(以下「委員会」 という。)に設置する評価結果延長検討部会(以下「部会」という。)に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(目的)

第2条 部会は、当該大学から追加提出された確認資料等により、評価結果決定の延長の要因となった評価基準に係る当該教職大学院の教育活動等の状況が、当該基準を満たすものであるか否かを検討することを目的とする。

(組織)

- 第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 評価委員会委員である理事又は評議員 1名
- (2) 教職大学院を有する大学関係者 2名
- (3) 外部有識者 2名
- 2 一の部会は、3以上の教職大学院は担当せず、必要の数の部会を設置するものとする。 (委員の選出)
- 第4条 前条第1号の委員は、評価委員会委員長が指名する。
- 2 前条第2号の委員は、当該年度の認証評価を担った評価員あるいは一般財団法人教員養成 評価機構評価アドバイザーのうちから、評価委員会の議を経て、評価委員会委員長が委嘱す る。
- 3 前条第3号の委員は、教職大学院等を有する大学以外の大学関係者、学校関係団体等代表者、教育委員会(地方教育行政)関係者、一般有識者等から評価委員会の議を経て評価委員会委員長が委嘱する。
- 4 延長対象となった教職大学院に所属又は利害関係を有する者は、当該教職大学院の検討に 加わることができない。

(任期)

第5条 委員の任期は、直近の評価委員会の開催日までとする。委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

- 第6条 部会に部会長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。
- 2 部会長は、部会の職務を管掌する。

(会議)

- 第7条 部会は、委員の2分の1以上の委員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
- 2 部会の決定は、出席委員の過半数をもってこれを行い、可否同数のときは部会長が決定する。

(委員以外の者の出席)

- 第8条 部会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (実地調査等)
- 第9条 部会は、必要に応じて、対象となる教職大学院から意見を聴取し、当該教職大学院の 実地調査を行うことができる。

(補則)

- 第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。
- 2 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。 附 則
 - この規程は、令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

【参考】評価結果の延長に関する処理の流れ

	教員養成評価機構	対象大学
1月	第2回評価委員会	
	評価結果案の決定 「不適合」	
	大学に提示 ――――	▶ 評価結果案受理
2, 3月		異議申し立て
	異議申し立て受理 ◆	
	異議申立審査会開催	
3月	第3回評価委員会	
	評価結果決定の延長を決定	
	評価結果延長検討部会の設置	
	評価結果延長の通知 ―――――	通知受理
	関連追加資料等提出を求める	
	(期限4月中)	
4月	第1回評価結果延長検討部会	
	延長要因の確認・整理	
	(必要により) 現地調査の実施	現地調査の対応
		追加資料の提出
	追加資料受理 ◆	
5月	第2回評価結果延長検討部会	
	延長要因となった評価基準に係る教	
	育活動等の状況の検討	
	評価委員会への報告	
	↓	
	(新年度)第1回評価委員会	
	評価結果の決定	
		評価結果受理
	評価結果通知 ————————————————————————————————————	>
	文科省報告 公表	